

公共事業の事業評価書

(国営土地改良事業等の完了後の評価)

平成 2 2 年 8 月

農林水産省

1 政策評価の対象とした政策

事業完了後おおむね5年を経過した総事業費10億円以上の次の事業地区を対象として評価を実施した。

事業名	評価実施地区数
国営かんがい排水事業	7
国営農用地再編整備事業	2
直轄地すべり対策事業	1
農用地総合整備事業	3
合 計	13

なお、具体の地区名は以下のとおりである。

【国営かんがい排水事業】

- ① 国営かんがい排水事業
にしかんばらはいすい 西蒲原排水（新潟県）、きかい 喜界（鹿児島県）、あしべつほくぶ 芦別北部（北海道）、きたしりべし 北後志（北海道）
- ② 直轄明渠排水事業
みなみおびひろ 南帯広（北海道）、にのみや 二宮（北海道）
- ③ 国営農業用水再編対策事業
とねちゅうおう 利根中央（埼玉県）

【国営農用地再編整備事業】

やまもと 山元（宮城県）、ほうとく 報徳（北海道）

【直轄地すべり対策事業】

きたこうべ 北神戸（兵庫県）

【農用地総合整備事業】

とねぬまた 利根沼田（群馬県）、はくい 羽咋（石川県）、みやこのじょう 都城（宮崎県）

2 政策評価を担当した部局及びこれを実施した時期

（1）政策評価を担当した部局

- ① 国営かんがい排水事業、国営農用地再編整備事業、直轄地すべり対策事業については、地方農政局等（北海道にあっては北海道開発局。以下同じ。）において実施した。
- ② 農用地総合整備事業については、農村振興局及び（独）森林総合研究所（旧緑資源機構）において実施した。

「政策評価担当部局一覧表」は別表1、「問い合わせ先及びホームページアドレス」は別表3のとおりである。

（2）政策評価実施期間

平成21年4月から平成22年8月（調査期間を含む。）

3 政策評価の観点	政策評価に当たっては、事業の目的や内容が妥当であったか、事業の実施により費用に見合った事業効果の発現が認められたか、事業計画に対する達成状況はどうかなど、事業の必要性、効率性および有効性等の観点から実施した。
4 政策効果の把握の手法及びその結果	政策効果の把握については、①社会経済情勢の変化、②費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化、③事業効果の発現状況、④事業により整備された施設の管理状況、⑤事業実施による環境の変化等の評価項目について、農林水産統計資料等の収集・分析、受益農家・地域住民へのアンケート・聞き取り調査及び現地調査等により行った。 また、費用対効果分析は、すべての地区において総費用総便益比方式により行った。 なお、各事業地区ごとの評価結果については、「地区別評価結果」のとおりである。
5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	政策評価の結果について、地方農政局等及び農村振興局・（独）森林総合研究所に学識経験者等で構成する事後評価技術検討会（以下「技術検討会」という。）を設置し、委員による現地調査及び検討会の審議（２回）を行い、その中で出された意見を踏まえて取りまとめを行った。 各事業地区ごとの技術検討会の意見は、「地区別評価結果」のとおりである。 なお、「技術検討会委員名簿」は別表２のとおりである。
6 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	評価結果及び費用対効果分析の説明資料については、農村振興局のホームページで、また、技術検討会で使用した基礎資料、技術検討会の議事概要、議事録については、地方農政局等及び農村振興局のホームページ等において公表している。 なお、「問い合わせ先及びホームページアドレス」は別表３のとおりである。
7 政策評価の結果	政策評価の対象としたすべての事業地区（13地区）について、事業内容は妥当であり、事業の目的に応じた効果の発現が認められた。 また、各事業地区ごとの評価結果については、「地区別評価結果」のとおりである。 なお、事業ごとの「評価結果の概要」は別表４、「技術検討会の意見の概要」は別表５、「今後の改善方針」は別表６のとおりである。

別表 1 政策評価担当部局一覧表

事業名	地区名	都道府県名	担当部局
1 国営かんがい排水事業 ① 国営かんがい排水事業	にしかんぼらはいすい 西蒲原排水	新潟県	北陸農政局農村計画部 土地改良管理課
	きかい 喜界	鹿児島県	九州農政局農村計画部 土地改良管理課
	あしべつほくふ 芦別北部	北海道	北海道開発局農業水産部 農業計画課
	きたしりべし 北後志	北海道	
② 直轄明渠排水事業	みなみおびひろ 南帯広	北海道	北海道開発局農業水産部 農業計画課
	にのみや 二宮	北海道	
③ 国営農業用水再編対策事業	とねちゅうおう 利根中央	埼玉県	関東農政局農村計画部 土地改良管理課
2 国営農用地再編整備事業	やまもと 山元	宮城県	東北農政局農村計画部 土地改良管理課
	ほうとく 報徳	北海道	北海道開発局農業水産部 農業計画課
3 直轄地すべり対策事業	きたこうべ 北神戸	兵庫県	近畿農政局農村計画部 土地改良管理課
4 農用地総合整備事業	とねぬまた 利根沼田	群馬県	農村振興局整備部 農地資源課 (独)森林総合研究所 森林農地整備センター 農用地業務部計画調整課
	はくい 羽咋	石川県	
	みやこのじょう 都城	宮崎県	

(注) 本評価の総括を担当する部局は農村振興局整備部土地改良企画課である。

別表２ 技術検討会委員名簿

(50音順)

局名等	氏 名	専門分野	所 属	備考
北海道 開発局	岡村 俊邦 長澤 徹明 中嶋 博 中原 准一 橋本 正雄	環 境 農業土木 農 学 農業経済 農業情報	北海道工業大学空間創造学部教授 北海道大学大学院農学研究院教授 北海道大学名誉教授 酪農学園大学環境システム学部教授 北海道農業ジャーナリストの会代表幹事 北海道農業会議事務局長	委員長
東北 農政局	小沢 互 佐藤 照男 千葉 悦子 沼倉 優子 藤崎 浩幸	農業経済 農村環境 農村社会 生活改善 農業土木	山形大学農学部教授 秋田県立大学生物資源科学部教授 福島大学行政政策学類教授 みやぎ生活協同組合副理事長 弘前大学農学生命科学部准教授	委員長
関東 農政局	浅枝 隆 河野 英一 佐々木 隆 高木 敦子 西山 未真	環 境 農業土木 農業経済 地域づくり フードシステム	埼玉大学大学院理工学研究科教授 日本大学生物資源科学部教授 信州大学農学部教授 (有)アムズ環境デザイン研究所代表 千葉大学大学院園芸学研究科講師	委員長
北陸 農政局	青海 万里子 酒井 富夫 鷺見 英司 丸山 利輔 三沢 眞一 水 上 聡子	消 費 者 農業経済 経 営 農業土木 環 境 地域計画	コープいしかわ常任理事 富山大学教授 新潟大学准教授 石川県立大学参与 新潟大学教授 (株)地域計画連合福井ワーキンググループ代表	委員長
近畿 農政局	伊庭 治彦 河地 利彦 小林 圭介 古谷 千絵 三沢 邦子	農業経済 農業土木 環 境 マスコミ 消費生活	神戸大学大学院農学研究科准教授 京都大学大学院農学研究科教授 滋賀県立大学名誉教授 ジャーナリスト (社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会常任顧問	委員長

九 州 農 政 局	くろだ まさはる 黒 田 正 治 たしろ ようすけ 田 代 洋 丞 たなか もとはる 田 中 基 晴 とくだ かずのり 徳 田 一 憲 にしばし くみこ 西 橋 久美子	農業土木 農 学 農業経済 一般経済 消 費 者	九州大学名誉教授 佐賀大学名誉教授 九州沖縄農業研究センター研究管理監 (財)九州経済調査協会研究主査 熊本消費者懇話会会長	委員長
農村振興局 (独)森林総合 研究所	あおみ まりこ 青 海 万里子 あさの こうた 浅 野 耕 太 あんどう みつよし 安 藤 光 義 かたおか みき 片 岡 美 喜 かわぐち みちこ 川 口 道 子 やまじ えいじ 山 路 永 司	環境・消費者 環境経済 農業経済 観光政策 地域振興 農地工学・農村計画	コープいしかわ常任理事 京都大学大学院人間・環境学研究科教授 東京大学大学院農学生命科学研究科准教授 高崎経済大学地域政策学部准教授 (有)鉱脈社専務取締役 東京大学大学院新領域創成科学研究科教授	委員長

別表3 問い合わせ先及びホームページアドレス

【本省 問い合わせ先】

農林水産省 国営事業担当：農村振興局 整備部 土地改良企画課 事業効果班 松澤、田高 T E L 代表03-3502-8111 (内線5474) 夜間直通03-6744-2191 森林総合研究所事業担当：農村振興局 整備部 農地資源課 地域整備班 長山、牧野 T E L 代表03-3502-8111 (内線5611) 夜間直通03-6744-2207 ホームページアドレス http://www.maff.go.jp/j/press/index.html

【地方農政局等、(独) 森林総合研究所 問い合わせ先】

地 区 名	地方局名等	問 い 合 わ せ 先	
		担 当 窓 口	担当者名
山元	東北農政局	農村計画部 土地改良管理課 代表022-263-1111 夜間直通022-221-6252 http://www.maff.go.jp/tohoku/press/houdou.html	渡辺(内線4126) 高橋(内線4126)
利根中央	関東農政局	農村計画部 土地改良管理課 代表048-600-0600 夜間直通048-740-0505 http://www.maff.go.jp/kanto/press/index.html	小椋(内線3421) 武田(内線3435)
西蒲原排水	北陸農政局	農村計画部 土地改良管理課 代表076-263-2161 夜間直通076-232-4532 http://www.maff.go.jp/hokuriku/news/press/index.html	奥津(内線3437) 高橋(内線3435)
北神戸	近畿農政局	農村計画部 土地改良管理課 代表075-451-9161 夜間直通075-414-9019 http://www.maff.go.jp/kinki/seibi/sekei/jigyoku_hyouka/index.html	野田(内線2433) 田村(内線2439)
喜界	九州農政局	農村計画部 土地改良管理課 代表096-353-3561 夜間直通096-353-7437 http://www.maff.go.jp/kyusyu/press/index.html	中山(内線4332) 平田(内線4333)
芦別北部ほか 北海道の各地区	北海道開発局	農業水産部 農業計画課 代表011-709-2311 http://www.hkd.mlit.go.jp/topics/press/press_top.html	二木(内線5513) 中橋(内線5515)
利根沼田 羽咋 都城	森林総合研究所	独立行政法人森林総合研究所 森林農地整備センター 農用地業務部 代表044-543-2500 http://www.maff.go.jp/j/press/index.html	腰山(内線7301) 猪井(内線7302)

別表 4 評価結果の概要

【国営かんがい排水事業】

1. 事業目的

本事業は、農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的に、農業生産の基礎となるダム、頭首工、用排水機場、幹線用排水路等の農業用排水施設の整備を行うものである。

2. 評価結果

- ① 用水改良が主となる地区においては、農業用水が安定的に供給されるとともに地区全体の一元的な水管理体制が確立され、水管理の合理化が図られている。
また、畑地かんがい用水が確保されたことから、適期かん水や防除が可能となり農業の生産性が向上するとともに、農業総生産の増大が図られている。
さらに、収益性の高い野菜等が導入されるなど、農業生産の選択的拡大が図られるとともに、認定農業者の増加、新規就農者の確保や農業生産組織の法人化の促進など、地区内の農業構造の改善にも寄与している。
- ② 排水改良が主となる地区においては、ほ場条件が改善され、降雨時及び融雪時のたん水等による被害が解消されたほか、畑地において、新規作物の作付が可能となり、ブランド化が図られるなど農業経営の安定化に寄与している。
また、農作物の単収が増加するとともに大型機械による作業が可能になるなど、農業の生産性が向上している。
さらに、洪水不安が解消されたことから、地域住民の民生の安定化にも寄与している。
- ③ 農業用水の合理的な利用を目的とした地区においては、農業用水の再編により生み出された余剰水が都市用水（上水道）に活用されており、これにより水資源の有効利用が図られている。
- ④ 全地区において、景観や生態系の保全など環境との調和に配慮した施設整備が行われている。
また、事業を契機に地産地消、食育の推進や都市住民との交流の活性化等の取組が図られている。

【国営農用地再編整備事業】

1. 事業目的

本事業は、農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的に、農用地（既耕地）と未墾地を併せた再編整備、農用地の造成等を行うものである。

2. 評価結果

- ① 本事業で既耕地が再編整備されたことで、大区画化や農地の集積による経営規模の拡大が図られ、集落営農組織や認定農業者が増加するなど農業構造の改善に寄与している。
また、これに伴い、機械の大型化や農作業の受委託が進み、効率的な農作業が行われることで農業の生産性の向上が図られている。
さらに、耕作放棄の発生も抑制され、優良農地の確保・保全にも寄与している
- ② 本事業で造成された農用地では、地域の特産品の集団作付が展開されるなど、農業生産性の増大に寄与している。

- ③ 本事業で耕作道の拡幅や給水栓が整備されたことにより、農業労働に係る心理的な負担が軽減され、農業労働環境の改善が図られている。
- ④ 本事業により創設された非農用地は、道路用地、農村公園及び集会所等の共同利用施設用地などに供されており、土地利用の整序化を通じて、農村生活環境の改善にも寄与している。
- ⑤ 本事業により農業生産量が増加したことに伴い、関連する農業施設や農産物直売所が設置され雇用機会が創出されるなど、地域経済への波及効果をもたらしている。
また、造成された農地に観光農園が設置され、都市と農村の交流が進められているとともに、整備した農地を活用した農業体験学習が行われ、食農教育活動が展開されている。
- ⑥ 景観や生態系の保全など環境との調和に配慮した施設整備が行われており、社会学習や自然体験の場として活用されている。

【直轄地すべり対策事業】

1. 事業目的

本事業は、地すべりによる被害を軽減するために、地表水の排除、地下水の排除、侵食の防止、斜面の改良及び杭の打設等の地すべり防止工事を実施するものである。

2. 評価結果

- ① 地すべり防止施設の整備により、地すべり活動が抑制され、農地及び農業用施設の機能が保全され、地域の農業経営の維持、安定化に大きな役割を果たしている。また、家屋、道路等の生活基盤の被害が軽減され、地域住民の民生の安定も図られている。
- ② 本事業により、地すべり被害が軽減され、農地などの崩壊が防止されたことにより、農地や農作物が創り出す農村景観が保全されている。

【農用地総合整備事業】

1. 事業目的

本事業は、農業の生産性の向上と農業構造の改善に資することを目的に、農用地及び土地改良施設の整備等を一体として行うものである。

2. 評価結果

- ① 本事業により区画整理及び暗渠排水等が実施されたことにより、大型機械が導入されるとともに、生産組織等により経営規模拡大がなされ、農作業の効率化が図られた。
また、生産組織等への農作業の受委託が進み、耕作放棄が防止されている。
- ② 本事業により農用地及び農業用道路が整備されたことにより、農業機械、農業資材の運搬時間や農地への通作時間が大幅に短縮され、効率的な農業生産活動が可能となった。
また、農業用道路は、地域住民の基幹的な生活道路として利用されるなど地域の生活環境の向上にも寄与している。
- ③ 景観や生態系の保全など環境との調和に配慮した施設整備が行われており、完了後のモニタリングでは、小動物が利用した痕跡が確認されている。

別表5 技術検討会の意見の概要

【国営かんがい排水事業】

事後評価を実施した全地区で、事業実施による効果の発現が認められるとの意見を得ている。

加えて、事業効果をより一層発現させる等の観点から、以下のような意見も得ている。

- ① 関係機関と農家が一体となって農地の効率的な利用を図るとともに、安定的な営農につながる農業用水の利用を普及すべく、末端かんがい施設の整備を推進していく必要がある。
- ② 今後は、地域農業を担う経営体の育成を図る事が肝要であり、地域において継続的な営農が可能となるよう努力する必要がある。
- ③ 地域住民の排水施設への理解の促進と事業によって造成された施設を適切に修繕、更新し、有効な維持管理を行なうことが望まれる。
- ④ 都市住民が環境、景観及び歴史等を通じて農業・農村とのつながりを享受できるような環境を整えつつ、農地や水利施設の大切さの理解を深めていく取組をさらに進めていかなければならない。
- ⑤ 都市住民の理解のもと、行政をはじめ地域住民が一体となって農地を保全し、地域農業を支える取組を進めていくことが重要である。
- ⑥ 事業の実施によって保全される農地の多面的機能に係る都市住民への理解を得る上でも、事業効果に関する広範囲な定量的評価手法が充実されることを願うものである。
- ⑦ 今後は、なお一層収益性の高い作物の導入や有機栽培の取組、更なる地産地消の推進が望まれる。

【国営農用地再編整備事業】

事後評価を実施した全地区で、事業実施による効果の発現が認められるとの意見を得ている。

加えて、事業効果をより一層発現させる等の観点から、以下のような意見も得ている。

- ① 今後、より事業効果を発現させる観点から、担い手への農地利用集積等による経営の合理化と、生産性の高い経営感覚の優れた多様な経営体の育成を推進するとともに、さらなる営農条件の向上を目指した関係機関による支援や関連事業の事業計画どおりの完了が望まれる。
- ② 暗渠排水の施行に際し、ほ場条件を勘案したきめ細やかな対応を行ったことについて、受益者から高い評価を得ていることが確認されたことから、今後の農地再編整備事業の実施に際しても、引き続き、きめ細やかな対応に努められたい。

【直轄地すべり対策事業】

事業実施による効果の発現が認められるとの意見を得ている。

【農用地総合整備事業】

事後評価を実施した全地区で、事業実施による効果の発現が認められるとの意見を得ている。

加えて、事業効果をより一層発現させる等の観点から、以下のような意見も得ている。

- ① 農業用道路の利用率が高いことにより、交通事故が増加する危険性も有しており、安全対策の更なる検討が必要と考えられる。また、ハード面の成果を、農業の後継者対策、集落への生活支援などソフト面へ繋げていくことが重要であり、関係団体の今後の取り組みに期待したい。
- ② 地域農業のさらなる発展のため、地域農産物の付加価値向上を目指した県・市町・ＪＡ等の関係機関の新たな連携の構築が望まれる。

別表6 今後の改善方針

事 項	今 後 の 改 善 方 針
1 整備された施設の維持管理体制の確立 事業により整備された施設の機能維持のために、維持管理の一層の効率化を図ることが必要。 対象事業 【国営かんがい排水事業・直轄地すべり対策事業】	整備された施設の機能を継続的に発揮させていくため、農地・水・環境保全向上対策の活用等、関係機関と地域住民が一体となった維持管理体制を確立するとともに、施設の適切な維持管理のため、計画的な整備補修に努める。
2 地域農業の維持・発展に向けた取組の推進 地域農業の維持・発展に向けて、優れた農業経営体の育成による担い手の確保や収益性の高い作物・品種の導入等の取組が必要。 対象事業 【国営かんがい排水事業・国営農用地再編整備事業・農用地総合整備事業】	関係機関や農家と連携し、多様な担い手の確保の取組の一層の推進や高収益作物の導入等による地域農業の安定に向けた取組の支援に努める。
3 事業効果の更なる発現のための関連事業の推進 事業効果の更なる発現のため、関連事業の推進に努めることが必要。 対象事業 【国営かんがい排水事業・国営農用地再編整備事業】	関係機関や地元農家と連携を図り、一体となった事業の推進活動に努める。
4 農業・農村の持つ多面的な役割に対する理解の向上 事業により整備された施設を活用した食農教育等の取組は、農業・農村の持つ多面的な役割に対する理解の向上につながることから、一層の推進が必要。 対象事業 【国営かんがい排水事業・国営農用地再編整備事業】	今後とも、農業・農村の持つ多面的な役割に対する理解の向上を図るため、関係機関と連携し取組の推進に努める。